

**第113回新生ふくしま復興推進本部会議**  
**第26回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議 合同会議 議事録**

- 日時：令和4年4月15日（金）15：30～15：40
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

**【鈴木副知事】**

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議の合同会議を開催いたします。

早速、報告事項の一つ目「福島国際研究教育機構の立地選定」について、企画調整部長。

**【企画調整部長】**

福島国際研究教育機構に関する立地選定について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

機構は、福島を始めとする東北の復興を実現するための夢や希望になるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」になることを目指し、国が設立するものであります。

県は、立地地域の提案や市町村と連携したまちづくりなど、地元広域自治体として重要な役割を担っております。

機構の本施設とその整備までの仮事務所の立地につきましては、これまで国において条件等の整理が進められてきたところではありますが、先週8日、国から県に8月末を期限とした照会があり、本施設の候補地について、避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案や熱意等を踏まえて提案すること、また、仮事務所についても、令和5年4月の機構設立時点で入居可能な物件を提案するよう依頼がありました。

県といたしましては、この照会を受け、本日、避難地域12市町村に提案を依頼し、選定作業に着手したいと考えております。

今後、5月末までに提案を頂きますが、それに先立ち、ゴールデンウィーク連休明けに提案意向を表明いただき、県が現地調査やヒアリングを実施の上、8月に候補地を選定、国に提案し、9月の国での決定につなげてまいりたいと考えております。

市町村からの提案に当たっては、国の方針に基づき、法令による制約や土地の取得のしやすさなど円滑な施設整備の観点のほか、生活環境や地元の受入体制、地域のまちづくり計画との関係など、周辺環境等の観点から提案いただく

予定であります。

研究者が安心して研究、教育活動に打ち込める、そして、福島イノベーション・コースト構想の効果が最大化できる候補地について、広域的な視点に立って選定したいと考えており、市町村の提案・熱意を十分に踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

**【鈴木副知事】**

今の報告事項に関して、何かありますか。  
なければ、知事からお願いします。

**【知事】**

福島国際研究教育機構は、福島の復興を実現するための夢や希望となるものであり、世界に冠たる新たな拠点として地元からの期待も高いものであります。

機構が地元で親しまれ、立地地域等の復興・再生に貢献する拠点になるとともに、実証フィールドや既存施設、大学や教育機関、県内企業等との幅広いネットワークの構築や広域的なまちづくりの取組などを通じ、浜通り、県内全域に効果を波及させる拠点になることが極めて重要です。

県として、最適な立地場所を推薦することができるよう、それぞれの市町村の真剣な提案を踏まえながら、関係部局が一丸となって検討を進めてください。

**【鈴木副知事】**

次に、報告事項の二つ目「福島復興再生計画に基づく取組実績等」について、企画調整部長。

**【企画調整部長】**

福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画は、昨年4月に内閣総理大臣の認定を受け、第2期復興・創生期間のスタートとともに、計画に基づく取組を開始したことから、今回初めて、進行管理の一貫として、令和3年度における取組実績等をまとめましたので、御報告いたします。

資料2を御覧ください。

1 ページ。福島復興再生特別措置法の体系を整理しております。

2 ページ。福島復興再生計画の概要です。第2部「避難指示・解除区域の復興及び再生」、第3部「福島全域の復興及び再生」の二つの枠組みで取組を進めてまいりました。

次ページ以降、計画における「第2から第8」ごとに、主な取組実績を記載しております。

3 ページ。避難地域の復興・再生についてであります。

被災事業者に対し、これまで計1,229件、118億円の補助を行い、事業再開等を支援するとともに、被災者の就労支援を行いました。また、ふくしま復興再生道路を始めとしたインフラの整備などにも取り組んでまいりました。

4 ページ。昨年7月に開所した「ふくしま12市町村移住センター」を活用して移住等の促進に向けて取り組んでまいりました。

5 ページ。放射線による健康上の不安の解消等についてであります。県内の消費者を対象とした食と放射能に関する説明会の開催や、県民健康調査の実施などにより、放射線に関する正確な情報発信や知識の普及に取り組んでまいりました。

6 ページ。産業の復興及び再生の推進についてであります。創業補助金による起業・創業の促進など、中小企業等の復興・再生に取り組んでまいりました。

7 ページ。国内外へ県産品の安全性や魅力を発信することなどにより、本県の風評払拭に取り組んでまいりました。また、県産農産物のブランドの構築に向け、新品種育成事業における特例措置を活用し、イチゴ「福島ST 14号」の品種登録を出願したほか、風評税制の利活用を促進し、事業者の新たな取組を後押ししてまいりました。

8 ページ。福島イノベ構想の推進についてであります。地域復興実用化開発等促進事業により、新規採択38件を含む70件の事業を採択するなど、地域を実証フィールドとして活用する企業を呼び込むとともに、福島イノベ構想に貢献する人材の育成などに取り組んでまいりました。

9 ページ。新たな産業の創出等についてであります。水素ステーションの整備や水素モビリティの導入に対する支援を行うなど、水素社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

10 ページ。関連施策との連携についてであります。復興五輪における情報発信や東日本大震災・原子力災害伝承館を核とした情報発信により、本県の復興の姿と震災の記憶・教訓の伝承などに取り組んでまいりました。また、資料下段には、国、市町村等との連携・推進体制等について記載をしております。

国際研究教育機構の設立に係る福島特措法改正法案が、現在、国会に提出されておりますが、これが成立した場合には、福島復興再生計画においても必要事項をしっかりと盛り込むとともに、先月の福島県沖地震等、頻発化・激甚化する自然災害などにも対応しながら、引き続き、原子力災害からの復興・再生に向け、本計画に基づく取組を全庁一体となって推進してまいります。

今年度は、新しい総合計画のスタート年ですので、総合計画と再生計画を連動させながら、「成果の創出と見える化」を図るとともに、復興の進捗や課題に応じた取組を着実に実行してまいりたいと考えております。

**【鈴木副知事】**

今の報告事項に関して、何かありますか。  
なければ、知事からお願いします。

**【知事】**

原子力災害からの本県の復興・再生を進めるためには、福島復興再生特別措置法に基づく福島のみ適用される制度や特例措置等をしっかり活用していくことが極めて重要です。

福島復興再生計画には、第2期復興・創生期間において、県として必要な広範囲にわたる施策が盛り込まれています。

引き続き、現場主義を徹底し、部局間の連携を一層図りながら、計画に基づく取組を着実に実行してください。

また、県民の皆さんが、復興が前へと進んでいることを実感をし、将来に夢や希望を持つことができるよう、その成果をひとつ、ひとつ、形にしていきたいと思います。

**【鈴木副知事】**

以上で、合同会議を終了します。